議案第１７号

東京都板橋区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和５年２月１４日

提出者　東京都板橋区長　坂　本　　健

東京都板橋区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和４年板橋区条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第４３条を次のように改める。

第４３条　削除

第５０条の次に次の２条を加える。

（安全計画の策定等）

第５０条の２　指定福祉型障害児入所施設は、障がい児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障がい児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第５０条の３　指定福祉型障害児入所施設は、障がい児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障がい児の移動のために自動車を運行するときは、障がい児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障がい児の所在を確実に把握することができる方法により、障がい児の所在を確認しなければならない。

第５８条中「第５０条」を「第５０条の３」に改める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第４３条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、改正後の第５０条の２（第５８条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。

（提案理由）

厚生労働省令の改正に伴い、指定障害児入所施設の運営に関する基準を改める必要がある。